

認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供に当たり、千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に基づき、次のとおり説明いたします。

1 設置者

法人名	学校法人千葉明德学園	代表者	理事長 福中 儀明
所在地	千葉市中央区南生実町 1412 番地		
連絡先	TEL：043-265-1611 / FAX：043-265-1651		

2 名称・所在地等

名称	認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園	園長	明石 現
所在地	千葉市中央区南生実町 1412 番地		
連絡先	TEL：043-265-1614 / FAX：043-305-1766		

3 園の目的及び運営の方針

(1) 目的

当園は、建学の精神に基づき豊かな情操と自主自立の態度を養い、心身共に健康な幼児を育成することを目的とする。

(2) 運営の方針

当園は、めいとくの森及び山で自己形成する楽しさを実感する自然を通して、知的好奇心を育む保育を実施する。

また、当園は、学校教育法その他の法令等を遵守して運営します。

4 施設・設備等

(1) 園地 園地総面積 4,755.18 m²

(うち園舎建築面積 1,298.48 m²、園庭 1,200 m²、その他 2,256.70 m²)

(2) 園舎等

区分	建築 年度	構造	床面積	用途			
				保育室	多目的室	調理室	その他
園舎 ①	S50	RC	m ² 1,416.88	10 室 560 m ²	2 室 375.12 m ²	—	481.76 m ²
園舎 ②	H30	鉄骨造	m ² 243.48	2 室 95.41 m ²	1 室 35.10 m ²	2 室 32.08 m ²	80.89 m ²

5 教育・保育等の内容

(1) 当園は、自然とかかわり、五感をはたらかせて知を育み、体を動かして遊ぶ楽しさを実感する、ものを作る楽しさと試行錯誤しながら工夫するおもしろさを味わう、さまざまな思いを共感しあい人とかかわりを豊かにしていく教育・保育を提供します。

(2) 提供する教育・保育の内容は、支給認定の種類に応じて、次のとおりです。

ア 教育標準時間認定（1号認定）の園児

学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供します。また、必要に応じて、預かり保育を提供します。

イ 保育認定（2号認定）の園児

上記（1）の幼児教育を提供するとともに、8時間から11時間まで（教育時間を含む）の保育を提供します。また、必要に応じて延長保育を提供します。

ウ 保育認定（3号認定）の園児

8時間から11時間まで保育を提供します。また、必要に応じて延長保育を提供します。

(3) 教育・保育等を行う日及び時間は次のとおりです。

認定区分	提供日	提供時間	預かり保育・延長保育
教育標準時間 (1号認定)	月～金曜日	9:00～14:00	(朝) 8:00～9:00 (夕) 14:00～17:00
保育標準時間 (2号・3号認定)	月～金曜日	7:30～18:30	18:30～19:30
保育短時間 (2号・3号認定)	月～金曜日	9:00～17:00	(朝) 7:30～9:00 (夕) 17:00～19:30

(4) 休園日は次のとおりです。

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日
- ・12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日
- ・8月12日から8月16日

また1号認定の園児については、以下の休業日を設けます。

- ・夏季休業 7月21日から8月31日まで
- ・冬季休業 12月21日から1月7日まで
- ・春季休業 3月21日から4月7日まで
- ・学園記念日 6月29日
- ・県民の日 6月15日

(5) 教育・保育等の1日の流れの目安は次のとおりです。

時刻	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
7:30	預かり保育(8時～)	順次登園	延長保育	順次登園	延長保育
9:00	登園	保育(遊び) 教育活動(学級活動) 昼食 午睡 おやつ 保育(遊び)		保育(遊び) 昼食 午睡 おやつ 保育(遊び)	
10:00	教育活動(学級活動)				
11:30	昼食				
14:00	降園・預かり保育				
15:00		順次降園	延長保育	順次降園	延長保育

(6) 食事の提供

ア 提供方法

- 1号認定児・2号認定児は、外部搬入【委託業者 幼稚園給食】より提供します。
3号認定児は、自園調理で提供します。

イ 提供する日

- 1号認定児・2号認定児には、原則として週5日(月～金曜日)提供、又は弁当を持参していただきます。
3号認定児には、原則として毎日提供します。ただし、行事の際など、弁当の持参をお願いする場合があります。

ウ 献立

- 毎月月末までに、翌月分の献立をお知らせします。

エ アレルギー対応

- お子様が食物アレルギーをお持ちの場合は、必ず事前にお知らせください。必要に応じて園医や主治医と相談し、委託業者と協議の上、除去食等の対応を行うとともに、誤食等の事故を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 行事等

- 入園式、遠足、保育参観、運動会、お楽しみ会(年長組)、めいとく祭り、表現の集い、卒園式等を予定しています。
時期については別途お知らせいたします。

(8) 送迎

- 1号認定児のうち希望者については、園バスによる送迎を実施します。送迎の範囲等は別紙のとおりです。(原則教育時間に応じた時間帯で運行)

6 職員

当園は、千葉市が定める配置基準を遵守し、次に掲げる職員を配置します。ただし、職員の人数は、園児数に応じて変動させる場合があります。

職種	人数	職務内容
園長	1 人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1 人（常勤専従） ＊必要に応じ配置	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
主幹教諭	1 人（常勤専従）	園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
教諭等	25 人 （常勤専従 24 人、非常勤 1 人）	園児の教育・保育等に直接従事する。
栄養士	1 人（常勤専従）	発達段階に応じた献立の作成、食育に関する こと等に従事し、給食及びおやつを調理する。
調理員	1 人 （常勤専従又は非常勤）	献立に基づき給食及びおやつを調理する。
園医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断等を行う。
園歯科医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1 人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導・助言等 を行う。

7 認定こども園の利用定員

当園の利用定員は次のとおりです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市が定める職員配置等の基準の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

認定区分	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
1 号認定	—	—	80 人	80 人	80 人
2 号認定	—	—	15 人	15 人	15 人
3 号認定	15 人	15 人	—	—	—

8 学級編制

当園の学級数は、次のとおりです。ただし、園児数に応じて変動させる場合があります。

3 歳児（年少） 4 クラス

4 歳児（年中） 3 クラス

5 歳児（年長） 3 クラス

9 保育料その他の費用負担

(1) 費用の種類と金額

ア 基本保育料

保護者の居住する市区町村が定める基本保育料を納入していただきます。

イ 特定負担額

教育・保育の質の向上を図るため、次の費用を別途ご負担いただきます。

項目	内容及び負担を求める理由	金額
教育環境充実費	教育・保育設備を充実する経費として	月額 4,000 円
	*3 歳以上児の 1 号認定及び 2 号認定の園児のみ対象	

ウ 実費

上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

これら以外に実費が発生する場合は、その目的や金額等について事前にご説明します。

項目	金額
給食費	1・2 号認定の園児 昼食代 日額 360 円 (うち主食代 100 円)
	2 号認定の園児 おやつ代 月額 800 円
通園送迎費	バス利用者 月額 4,000 円 (原則 1 号認定園児のみ)
P T A 会費代	全園児 月額 300 円
施設設備費	全園児 年額 5,000 円 (4 月又は入園時に徴収)
制服等指定用品代	1 号認定及び 2 号認定園児 25,000 円～30,000 円
保育用品	帽子 1,000 円弱・保育教材 2,000 円～4,900 円
文書再発行手数料	1 通 50 円

エ 預かり保育料(教育時間外延長保育料)

1 号認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前 (8 : 00 ～ 9 : 00)	最初の 1 時間 200 円 以降 30 分ごとに 100 円
教育時間後 (14 : 00 ～17 : 00)	
休業期間中 (9 : 00 ～12 : 00)	1 日当たり 600 円
(9 : 00 ～15 : 00)	1 日当たり 1,200 円
(9 : 00 ～17 : 00)	1 日当たり 1,600 円

オ 延長保育料

2 号認定の園児又は 3 号認定の園児が延長保育を利用する場合は、その利用時間に応じて、下記の延長保育料をご負担いただきます。ただし、電車の遅延による遅れの場合には無償といたします。

区分	金額	
	通常の利用※	突発的な利用（月 1 回まで）
2 号認定の園児	1 時間あたり月額 1,900 円	1,000 円
3 号認定の園児	1 時間あたり月額 3,000 円	1,500 円

※利用日数にかかわらず、上記月額料金となります。（日割計算は行いません。）

（２）納入方法

当園指定の金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。引落手続等の詳細は、別途お知らせいたします。なお、手数料（50 円）は保護者のご負担となります。

１０ 入園に関する手続き

（１）１号認定を受けて入園する場合

募集要項（別紙）で定める方法により選考を行い、選考結果を郵送により通知します。通知を受け、本説明書の内容に同意する旨の書面をご提出いただいた後、入園許可となります。

（２）２号認定又は３号認定を受けて入園する場合

市区町村（保護者が居住する市区町村。以下同じ。）に対し、利用申込を行ってください。利用決定が通知された後、本説明書の内容に同意する旨の書面（別紙）をご提出ください。

１１ 退園等に関する手続き

退園、転園又は休園することとなった場合は、可能な限り速やかにその理由を記載した書面にて園長まで届け出てください。

また、市区町村に対し必要な手続きを行ってください。

１２ 教育・保育の提供の終了

次のいずれか該当することとなった場合には、教育・保育の提供を終了します。

ア 園児が小学校に就学したとき

イ 園児が退園又は転園することとなったとき

ウ 市区町村が支給認定を取り消したとき

エ その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると認めたとき

１３ 学校医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１）小児科・内科

医療機関の名称	みどりクリニック
医院長名	浅井 隆二
所在地	千葉県緑区おゆみ野中央 1-18-3
連絡先	043-293-5503

(2) 歯科

医療機関の名称	みつなり歯科医院
医院長名	三成 幸輝
所在地	千葉市中央区浜野町 189-13
連絡先	043-266-6688

1 4 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の体調急変等への対応

当園は、教育・保育の提供中等に園児の体調が急変した場合、速やかに保護者に連絡するとともに、園医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

(2) 非常災害時等の対策等

当園は、非常災害、火災等が発生した場合、別途作成するマニュアルに基づいて、園児の安全を確保し、保護者や関係機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

また、別途お知らせする方法により事前に登録された方に、本人確認の上で園児を引き渡します。

大規模地震等の災害発生時の避難場所は次のとおりです。

	避難場所	所在地
第一避難場所	幼稚園 園庭	—
第二避難場所	中高グラウンド	—
第三避難場所（広域避難場所）	中高グラウンド、体育館	—

(3) 緊急時における関係機関との連携

当園は、非常災害等、緊急を要する事態が発生した際、下記の関係機関と連携して対応します。

警察署	千葉中央警察署
消防署	千葉市中央消防署生浜出張所
医療機関	別紙、近隣病院・救急病院一覧に基づく

(4) 学級、または学年、園閉鎖について

インフルエンザや災害等によるやむを得ない場合には、学級、または学年閉鎖、園閉鎖をすることもあります。

1 5 要望・相談及び苦情の受付

当園は、次のとおり、保護者からの要望・苦情等を受け付ける体制を整備しています。

相談・苦情受付担当者 (受付窓口)	氏 名 : 副園長 杉崎 由美 電話番号 : 043-265-1614 利用時間 : 9:00～17:00
相談・苦情解決責任者	氏 名 : 園長 明石 現 電話番号 : 043-265-1614

1.6 虐待の防止

(1) 職員による虐待の防止

当園は、職員による園児に対する虐待を防止するため、周知徹底を図るとともに、定期的に研修を実施します。

(2) 家庭等における虐待の防止

当園は、虐待の兆候を見逃さないよう、園児や家庭の様子等に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。

また、育児に対する不安や悩みを軽減するため、保護者からの相談等に応じます。

1.7 保険等に関する事項

当園は、万一の場合に備え、次の保険に加入しています。

保険の種類	概要	保護者負担額
日本スポーツ振興センター災害共済	当園内で発生した事故、通常の登降園経路で起きた事故等、当園管理下における災害が発生した際に給付を受ける	131 円/年（変更の可能性有り）
私立学校賠償責任保険	当園内で生じた園の管理業務執行上の偶然的な事故が原因で、身体障害を与えた場合や財物を破損させた場合に、法律上の損害賠償責任を負担する。	—

1.8 個人情報の取扱い

当園は、正当な理由がない限り、職員（職員であった者を含む。）が業務上知り得た園児及びその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

また、市区町村が認定する毎月の基本保育料に関する情報は、当該市区町村との間における施設型給付費の請求・受給に係る事務に必要な範囲に限って利用します。

1.9 本説明書の内容の変更

本説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にその内容をご説明します。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、「認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園 重要事項説明書」に基づき説明を行いました。

令和 年 月 日

園 名 : 認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園
所在地 : 千葉市中央区南生実町 1412 番地
説明者 : 園 長 明 石 現

重要事項に関する同意書

私は、「認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園 重要事項説明書」に基づいて利用に当たっての説明を受け、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印（署名でも可）

児童から見た続柄 :